

千医第764号
令和3年5月14日

各地区医師会長 様

千葉県医師会長 入江康文
(公印省略)

令和3年度千葉県肝炎ウイルス検査委託事業契約書の送付について

標記につきまして、添付のとおり契約いたしましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましてもご了承いただきまして、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、昨年度までに登録の医療機関は継続となります。新規追加および辞退につきましては、これまでと同様に、随時ご連絡を賜りますようお願い申し上げます。

また、実施要綱等につきましては、改めて千葉県より各医療機関へ送付されますのでご承知置き願います。

【問い合わせ先】

千葉県健康福祉部疾病対策課 感染症医療班

TEL 043-223-2665

FAX 043-224-8910

担当：地域保健課江口

千葉県肝炎ウイルス検査委託事業委託契約書

千葉県（以下「甲」という。）と公益社団法人千葉県医師会（以下「乙」という。）は、千葉県肝炎ウイルス検査委託事業の実施に関し、次のとおり委託契約を締結する。

なお、乙は乙の会員で千葉県肝炎ウイルス検査委託事業への協力を承諾し、かつ、本契約に係る権限を乙に委任した医療機関（以下「丙」という。）の代理人として契約を締結するものであり、当該業務の実施並びに委託料の請求及び受領等については丙が行うものとする。

(総則)

第1条 甲は、B型及びC型ウイルス肝炎に感染している者を早期に発見し、早期治療へつなげることにより、肝硬変及び肝がんへの進行を防止することを目的として、本事業を実施するものとする。

(信義誠実の義務)

第2条 甲、乙及び丙は、信義に従い誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。

(委託業務)

第3条 甲は、甲が別に定める「千葉県肝炎ウイルス検査委託事業実施要綱」等に基づく肝炎ウイルス検査委託事業の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託業務の実施方法)

第4条 乙は、前条の業務を丙において実施させるものとする。

- 乙は、丙の医療機関名・管理者名・住所・電話番号・ファックス番号を甲に通知するものとする。
- 丙は、甲が別に定める「千葉県肝炎ウイルス検査委託事業実施要綱」等を遵守し、業務を実施するものとする。
- 乙は、丙において業務が円滑に実施されるよう丙の指導監督に努めなければならない。
- 前2項のほか、丙は、業務の実施について甲の指示に従わなくてはならない。

(契約期間)

第5条 この契約の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(委託料)

第6条 委託検査料は、1人あたり6,630円とする。

また、検査の結果、要精密検査となり紹介状が必要となった場合の文書料は、1通当たり2,500円とする。

- 甲は、第3条の業務に係る委託検査料として、丙に甲が定めた額を支払うものとする。

(委託料の請求及び支払い)

第7条 乙は、丙が実施した肝炎ウイルス検査業務に係る委託料の甲への請求を、丙に行わせるものとする。

丙が実施した業務に係る委託料を、甲に請求するときは、当該業務を実施した月ごとに取りまとめ、翌月末日までに、「千葉県肝炎ウイルス検査委託事業取扱要領」の第5により甲へ請求

する。

3 甲は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

(調査及び報告)

第8条 乙は、甲からこの委託事項について必要な調査、報告を求められたときは、これに協力するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙及び丙は、この業務の実施に当たって別記個人情報取扱特記事項を遵守し、取り扱う個人情報を他にみだりに漏らしてはならない。この委託契約終了後も同様とする。ただし、甲の承認を得たときはこの限りでない。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙の事情により、この契約を履行することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 この契約を解除する場合は、甲又は乙が1か月前までに相手方に文書で通知するものとする。

(契約保証金)

第11条 千葉県財務規則の規定により契約保証金を免除する。

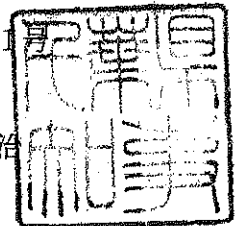
(補則)

第12条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の履行に当たり疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 鈴木 栄治



乙 千葉市中央区千葉港4番1号
公益社団法人千葉県医師会
会長 入江 康文



受理

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、委託検査料の単価に年間予定数量（346件）を乗じて得た額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託検査料の単価に年間予定数量（346件）を乗じて得た額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び第6号に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものを

協力

扱う

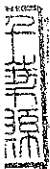
甲の

契約を

する。

いて

保有する



- いう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等(有資格業者でないものを含む。)であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。
- 2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、委託検査料の単価に年間予定数量(346件)を乗じて得た額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。
- 5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
(暴力団等からの不当介入の排除)
- 第5条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

別

第1

2

人の

第2

1

う

(

2

も

(1

(2

第3

(

1

を

(

2

ら)

(

3

滅

(

4

2

人情

に

(E

5

2

用し

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

- (1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと
- (2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報の取扱い

(収集の制限)

1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

- 6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部情報システム課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

(調査、指示等)

- 1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(公表)

- 2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

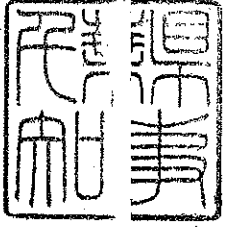
第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

- 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。
- 2 委託に係る事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする。



千葉県肝炎ウイルス検査委託事業実施要綱

1 目的

B 型及び C 型肝炎は、早期発見及び早期治療により、肝がんの進行を防ぎ治療も可能な疾患である。

この事業は、B 型及び C 型肝炎ウイルスに感染している者を早期に発見し、早期治療へつなげることにより、肝硬変及び肝がんへの進行を防止することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は千葉県とする。

3 事業内容

- (1) B 型及び C 型肝炎ウイルス検査
- (2) B 型肝炎ウイルス検査
- (3) C 型肝炎ウイルス検査

4 事業対象者

この事業の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市を除いた県内市町村に居住地を有する者
- (2) 市町村が実施する健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく健康増進事業や職場での健診等において肝炎ウイルス検査の受診の機会のない者
- (3) 過去に B 型又は C 型肝炎ウイルス検査を受けていない者

ただし、結果的に受けられなかった者若しくは再検査の必要性のある者又は上記に関わらず、知事が必要と認める場合にはこの限りでない。

5 事業の実施方法

この事業の実施方法は、「千葉県肝炎ウイルス検査委託事業取扱要領」（以下「取扱要領」という。）において定める。

6 実施機関

千葉県が委託する県内にある保険医療機関

7 受検者の費用負担

この事業における受検者の費用負担については、知事の定める額とする。

なお、令和3年度においては、無料で実施する。

8 その他

(1) この要綱の施行について必要なことは、取扱要領で定める。

(2) この要綱に定めのない事項については、千葉県と千葉県医師会及び検査実施医療機関等の関係機関で協議の上定める。

附 則

この要綱は、決定日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

千葉県肝炎ウイルス検査委託事業取扱要領

第1 目的

この取扱要領は、千葉県肝炎ウイルス検査委託事業実施要綱（平成20年3月27日付疾病第5372号）（以下「実施要綱」という。）に基づき、委託医療機関が実施する肝炎ウイルス検査委託事業の事務細目を定め、当該事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2 検査の対象者

検査の対象者は、実施要綱4に定める事業対象者の要件を全て満たす者である。

なお、対象者の確認方法は、「肝炎ウイルス検査申込（問診）票」（様式1）により本人から必要な情報を得た上で確認する。

第3 検査の内容

実施要綱5に定める検査の実施方法は次のとおりとする。

1 検査項目

(1) 問診

問診においては、市町村が実施する健康増進事業や職場での検診等において肝炎ウイルス検査の機会がなく過去にB型又はC型肝炎ウイルス検査を受けていないこと、及び現在又は過去に、B型肝炎又はC型肝炎の治療を受けているか否かなどを聴取すること。

(2) B型肝炎ウイルス検査

HBs抗原検査による。なお、凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

(3) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

ウ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は省略することができる。

2 結果の判定

検査実施医療機関において、次のとおり判定する。(別紙1参照)

(1) B型肝炎ウイルス検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は、陰性の別を判定する。

なお、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。また、いずれの検査結果の判定に当たっても、検査に携わる医師によって行われるものであること。

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

(ア) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

(イ) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(ウ) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

イ HCV核酸増幅検査

(ア) HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定

(イ) 検出されない場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

ウ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、HCV抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

なお、いずれの検査結果の判定に当たっても、検査に携わる医師によって行われるものであること。

3 指導区分

HBs抗原検査において「陽性」と判定された者(以下「B型肝炎陽性者」という。)及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染してい

る可能性が高い」と判定された者（以下「C型肝炎陽性者」という。）については、「肝炎ウイルス精密検査紹介状（様式4）」を発行し指定医療機関への受診を勧奨する。

また、「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱」に基づき、B型肝炎陽性者及びC型肝炎陽性者に対して、陽性告知の際に「肝炎ウイルス検査申込（問診）票」（様式1）で同要綱4 陽性者フォローアップ事業に同意しているか確認し、同要綱5 検査費用助成事業について（フォローアップ事業に同意すると精密検査費用助成が受けられる旨）説明する。

なお、HBs抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

4 結果の通知

検査の結果については、別紙1を参考として指導区分を付し、「肝炎ウイルス検査結果票（様式3）」により受診者に速やかに通知する。

なお、通知方法は、受診者本人に、面接の上、直接伝えることを原則とする。

ただし、来院できない受診者については、返信費用を受診者が負担の上、本人が指定する送付先に郵送することができる。

第4 個人情報及びプライバシーの保護

この事業の実施に当たり、個人情報及びプライバシーの保護については最大限の配慮をする。

第5 実績報告書兼請求書の提出及び委託料の支払い

- 1 委託医療機関は、肝炎検査を実施した月の翌月末日までに、肝炎ウイルス検査実績報告書兼請求書（別紙2）に「肝炎ウイルス検査申込（問診）票「県疾病対策課控」（様式2）」を添付し、千葉県健康福祉部疾病対策課へ提出する。
- 2 千葉県は請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

附 則

この要領は、決定日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

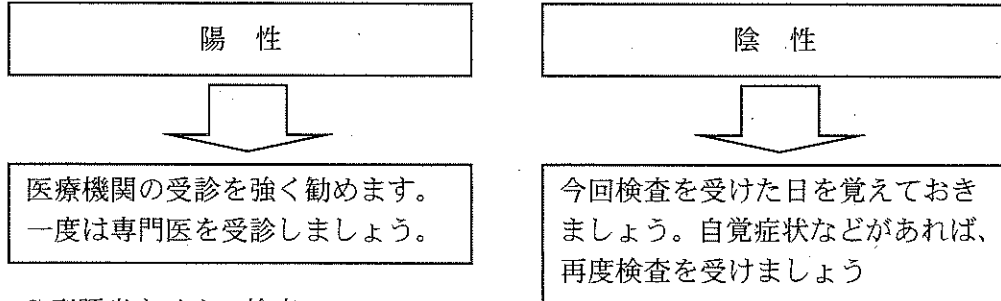
附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査から適用する。

肝炎ウイルス検診の検査内容と判定

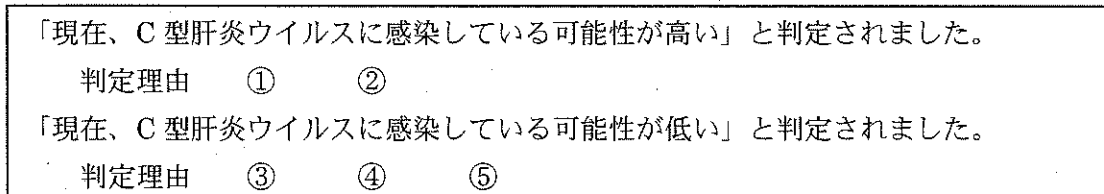
1 B型肝炎ウイルス検査

判定結果 (HBs 抗原検査)

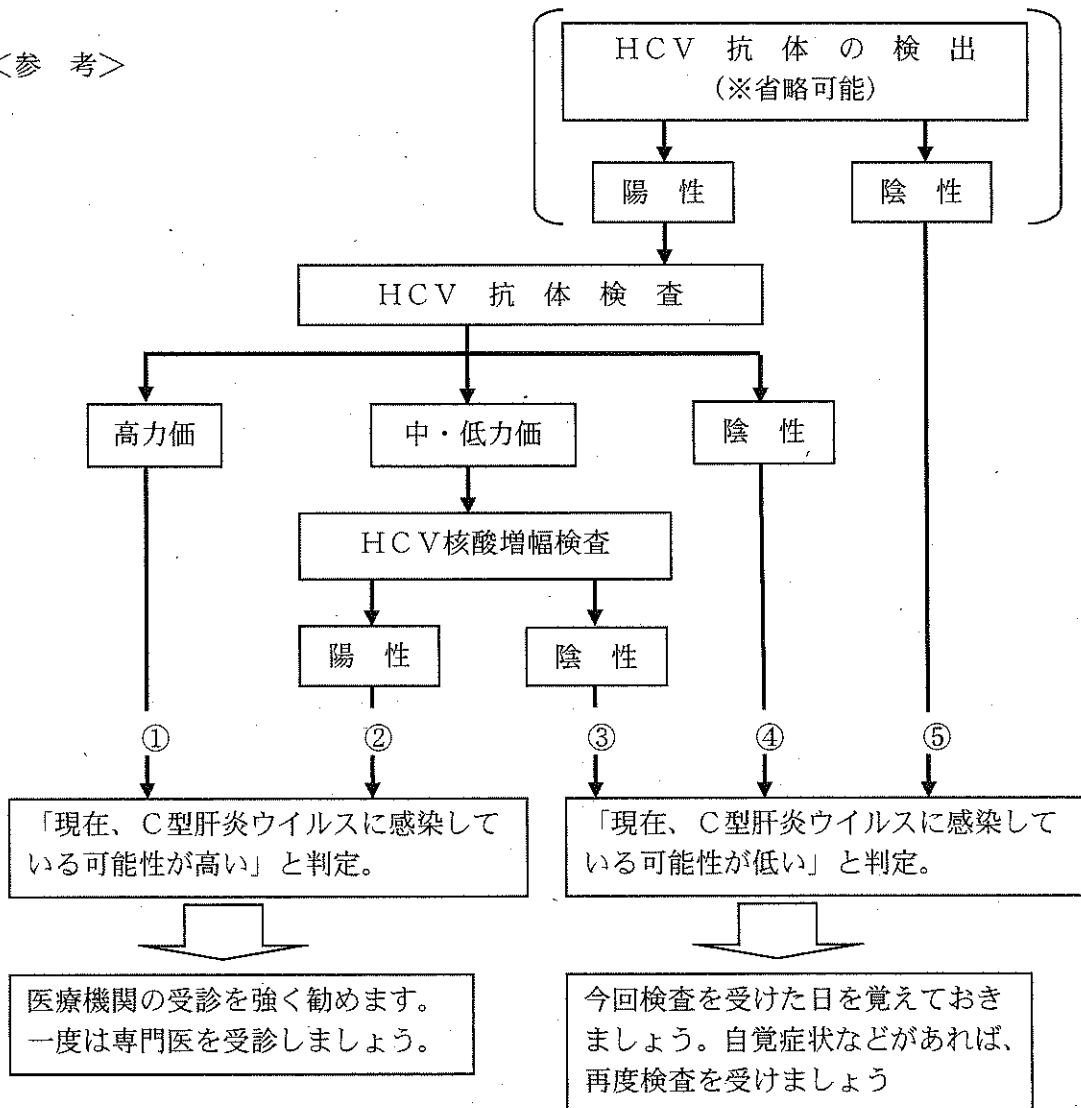


2 C型肝炎ウイルス検査

判定結果



<参考>



<注意事項>

HBs抗原検査が陰性となった場合にも、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

また、日常生活の場では、C型肝炎ウイルス（HCV）に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返してC型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上記に示す手順を踏んだ検査を1回受ければよいとされています。

なお、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された場合でも、C型肝炎ウイルス（HCV）以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たにC型肝炎ウイルス（HCV）に感染する場合（きわめてまれとされています。）があること、検査による判定には限界があることなどもありますので、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

令和 年 月 日

千葉県肝炎ウイルス検査実績報告書兼請求書

千葉県知事 様

住 所

医療機関名

管理者氏名

印

令和 年 月分の肝炎ウイルス検査が完了いたしましたので、下記のとおり請求します。

記

1) 請求額

項 目	単価 (消費税込) A	対象数 B	請求額 A×B
肝炎ウイルス検査料	1人当たり6,630円	人	円
紹介状に係る文書料	1通当たり2,500円	通	円
合 計			円

2) 理由別受検者数

理 由	人数
・過去にB型またはC型肝炎ウイルス検査を受けたことがなく、職場での検診や市町村が実施する健康増進法に基づく肝炎ウイルス検査などの受診の機会がないため	
・その他(理由の記載:必須) 〔理由: 〕	
合 計	

3) 検査項目別陽性者数

検査項目	対象者数 (人)	陽性者数 (人)
B型肝炎ウイルス検査		
C型肝炎ウイルス検査		
合 計		

4) 振込先金融機関

銀行			支店	口座名義人
預 金 種 別	普通預金 当座預金	口 座 番 号		カガナ 氏名

疾病第181号
令和3年4月1日

各肝炎ウイルス検査委託医療機関管理者 様

千葉県健康福祉部疾病対策課長
(公印省略)

令和3年度千葉県肝炎ウイルス検査委託事業の実施について

本県の肝炎対策につきましては日頃格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、標記事業の実施に当たり、下記のとおり関係資料を送付いたしますので、御協力くださるよう、よろしくお願いいたします。

なお、貴機関におかれましては、本事業に基づくB型又はC型肝炎ウイルス検査の陽性者に対して、精密検査費用助成制度などを定めた「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業」について御説明いただくとともに、指定医療機関における精密検査の受検勧奨を引き続きお願いいたします。

また、下記資料5～8については、検査陽性者に配布いただきたく、不足の折には当課宛て御連絡ください。

記

- | | | |
|----|--|----|
| 1 | 千葉県肝炎ウイルス検査実績報告書兼請求書（取扱要領別紙2） | 1部 |
| 2 | 肝炎ウイルス検査委託事業での陽性者に係る初回精密検査費用助成の申請までの流れについて | 1部 |
| 3 | 千葉県が実施する検査費用助成制度について | 1部 |
| 4 | 肝疾患指定医療機関一覧（陽性者への紹介先医療機関） | 1部 |
| 5 | 命を守る方法が、ひとつ（B型肝炎ウイルス陽性者配付用リーフレット） | 1部 |
| 6 | B型肝炎陽性者配付用クリアファイル | 1部 |
| 7 | 今こそ、たたけ！肝炎ウイルス（C型肝炎ウイルス陽性者配付用リーフレット） | 1部 |
| 8 | C型肝炎陽性者配付用クリアファイル | 1部 |
| 9 | 千葉県肝炎ウイルス検査委託事業委託契約書（写し） | 1部 |
| 10 | 千葉県肝炎ウイルス検査委託事業実施要綱 | 1部 |
| 11 | 千葉県肝炎ウイルス検査委託事業取扱要領 | 1部 |
| 12 | 肝炎ウイルス検査申込（問診）票等（様式1，2，3） | 1冊 |
| 13 | 肝炎ウイルス精密検査紹介状等（様式4） | 1冊 |

【問い合わせ先】

健康福祉部疾病対策課

感染症医療班

電話 043-223-2665 FAX 043-224-8910

令和 年 月 日

千葉県肝炎ウイルス検査実績報告書兼請求書

千葉県知事

様

住 所

医療機関名

管理者氏名

印

令和 年 月分の肝炎ウイルス検査が完了いたしましたので、下記のとおり請求します。

記

1) 請求額

項 目	単価 (消費税込) A	対象数 B	請求額 A×B
肝炎ウイルス検査料	1人当たり6,630円	人	円
紹介状に係る文書料	1通当たり2,500円	通	円
合 計			円

2) 理由別受検者数

理 由	人数
・過去にB型またはC型肝炎ウイルス検査を受けたことがなく、職場での検診や市町村が実施する健康増進法に基づく肝炎ウイルス検査などの受診の機会がないため	
・その他 (理由の記載: 必須) 理由: _____	
合 計	

3) 検査項目別陽性者数

検査項目	対象者数 (人)	陽性者数 (人)
B型肝炎ウイルス検査		
C型肝炎ウイルス検査		
合 計		

4) 振込先金融機関

銀行			支店	口座名義人
預金種別	普通預金 当座預金	口座番号		フリガナ 氏名

肝炎ウイルス検査委託事業での陽性者に係る初回精密検査費用助成の申請までの流れについて

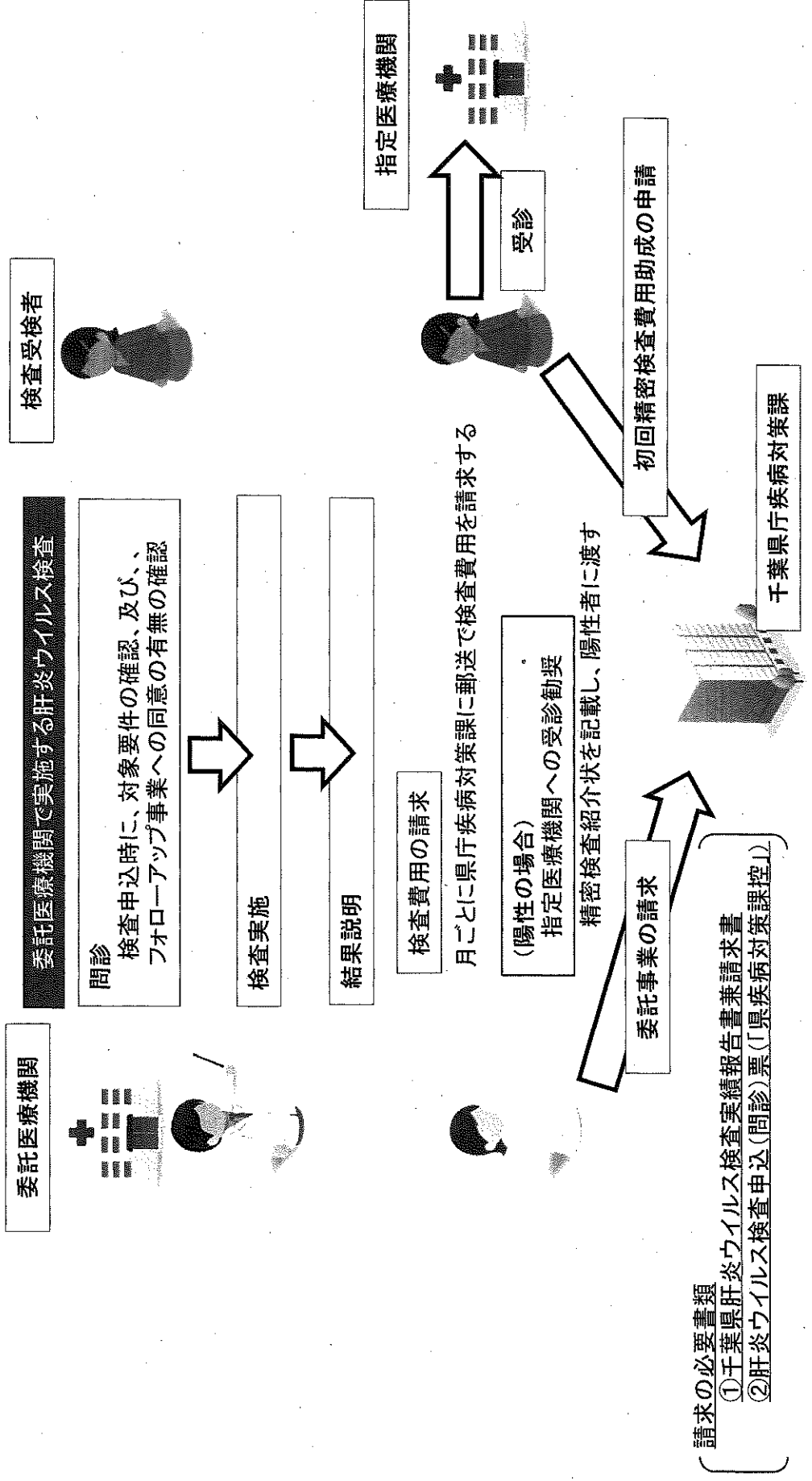
千葉県健康福祉部疾病対策課
電話 043-223-2665

事業の流れ

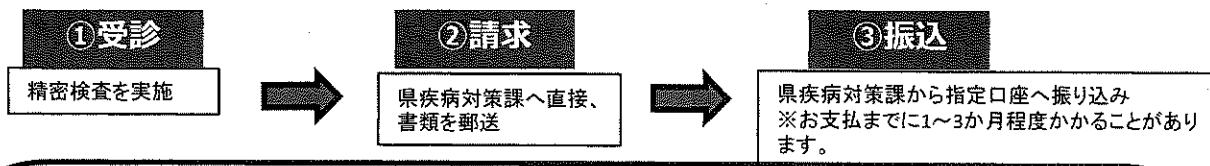
千葉県では平成20年度から県医師会と契約を締結し、委託医療機関において県民が無料で肝炎ウイルス検査を受けられるよう標記事業を実施しており、感染者の早期発見早期治療のため、貴院にも御協力いただいているところです。

貴施設（委託医療機関）においては、肝炎ウイルス陽性者に対して指定医療機関の紹介、精密検査の受診勧奨もしていただいておりますが、併せて、初回精密検査費用の助成制度の案内もお願いたします。

初回精密検査費用助成...肝炎ウイルス検査委託事業で陽性と判明した後、指定医療機関にて精密検査を受診した方に対して、ご本人の申請により、その初回精密検査費用を県で助成する事業です。詳しくは、「千葉県が実施する検査費用助成制度について」を参照してください。



千葉県が実施する検査費用助成制度について



初回精密検査費用助成・・・肝炎治療を始める前の検査です

対象者：①②③の全てにあてはまる方

- ①県、市町村、職域、妊婦健診又は手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査で陽性と判明した方
- ②県又は市町村が実施するフォローアップ事業の参加に同意している
- ③県の指定医療機関で、精密検査を初めて受けた方

↓指定医療機関一覧



請求期限：県（保健所や委託医療機関）、市町村、職域、妊婦健診、又は手術前1年以内に行われた肝炎ウイルスの結果通知日から1年以内

なお、妊婦健診については出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には最大4年まで、手術前検査については手術後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には最大2年まで請求できます。どちらも令和2年4月1日以降の精密検査が助成対象です。

対象となる費用 ※文書料、選定療養費等は対象外です。

- ①初診料又は再診料
 - ②ウイルス疾患指導料
 - ③右記の検査に関連する費用として千葉県が認め
た費用
- ※受診の際は保険証を必ず提示してください。

- 血液形態・機能検査
- 出血・凝固検査
- 血液化学検査
- 腫瘍マーカー
- 肝炎ウイルス関連検査
- 微生物核酸同定・定量検査
- 超音波検査

申請時の提出書類

- ①肝炎検査費用請求書（様式3-1）
- ②指定医療機関の領収書・原本（レシート不可）
- ③指定医療機関の診療明細書
- ④肝炎ウイルス検査結果の写し
（精密検査を受けるきっかけとなった検査結果の通知日、結果（陽性）、実施機関がわかるもの）
※職域の場合、所属事業所名の入った検査結果の写し又は職域検査受検証明書（様式3-2）
※妊婦健診の場合、妊婦健診の肝炎ウイルス検査の検査結果通知書の写し
※手術前の肝炎ウイルス検査の場合、④に加えて肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手数料が算定されたことが確認できる診療明細書
- ⑤県又は市町村が実施するフォローアップ事業参加同意書
（写しで可・④に同意書が含まれている場合は不要）
- ⑥申請者の住民票（コピー可）
- ⑦助成金振込先金融機関の口座がわかる書類（預金通帳のコピー等）

【お問合せ・提出先】 ※提出時、住所記載不要

〒260-8667 千葉県健康福祉部疾病対策課 電話：043-223-2665